

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機(A)後部冷却器(A-1)において、当該冷却器ベント配管付け根部の折損により冷却水の漏えいが認められたため、当該圧縮機を停止すると共にベント配管を修理。(冷却水は堰内で漏れており非放射性であること、また、機器への影響はないことを確認)	G	
2	3号機	サービス建屋2階の防火ダンパにおいて、火災報知器の作動(誤作動)に伴う閉信号により関連ダンパ6台(No.16,17,19,20,21,22)が閉動作したが、その内の2台(No.19,21)に全閉しない事象が認められたため、当該ダンパの点検を行うと共に対応検討。	G	
3	4号機	第17回定期検査後の起動操作中、湿分分離器ドレンタンク水位低の警報が発生したため現場確認したところ、当該水位検出器(2台)の計器入口弁が全閉であることを確認したため、当該弁を開し復旧。	G	
4	1,2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系沈降分離槽点検時、使用済樹脂槽パルプ室の純水補給水止め弁(B)にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	